

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働 省・庁）

制 度 名	後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税・法人税・消費税・印紙税		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設に伴い税制上の所要の措置を講ずるもの。</li> </ul>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— 百万円 ( — 百万円)

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		政策の達成目標	・ 後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を創設することにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	・ 新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築することにつながる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		・ 新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講じることには、被保険者等の税負担の均衡を図る観点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えます。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—